

国土交通省近畿地方整備局は、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成 11 年法律第 117 号。以下「PFI 法」という。）第 8 条第 1 項の規定により、「大阪国道事務所管内道路照明施設整備等 PFI 事業」の民間事業者を選定したので、同法第 11 条の規定により客観的評価の結果をここに公表します。

令和 8 年 3 月 9 日

国土交通省近畿地方整備局長 齋藤 博之

大阪国道事務所管内
道路照明施設整備等 PFI 事業

民間事業者選定結果

令和8年3月

国土交通省近畿地方整備局

目 次

1. 事業概要	1
(1) 事業名	1
(2) 対象施設	1
(3) 事業場所	1
(4) 事業方式及び事業内容	1
(5) 事業期間	1
(6) 事業の実施	1
2. 経緯	1
3. 事業者選定方法	2
(1) 事業者選定方法の概要	2
(2) 事業者選定方法の体制	2
(3) 有識者委員会	2
4. 第一次審査	3
(1) 第一次審査の概要	3
(2) 応募状況	3
(3) 競争参加資格確認グループ	3
5. 第二次審査	3
(1) 第二次審査の概要	3
(2) 事業提案審査	4
(3) 内容点	4
(4) 開札及び総合評価	5
(5) VFM 評価	5
6. 審査講評	6
(1) 総評	6
(2) 個別講評	6

1. 事業概要

(1) 事業名

大阪国道事務所管内道路照明施設整備等PFI事業

(2) 対象施設

- ・道路附属物（道路照明）

(3) 事業場所

- ・所在地：大阪市住之江区西住之江地先 ～ 大阪府泉南郡岬町深日地先
大阪府泉佐野市りんくう往来北地先 ～ 泉佐野市高松南地先
- ・事業対象：一般国道 26 号、481 号
- ・延長：道路延長 約 49.7km

(4) 事業方式及び事業内容

ア 事業方式

0+BT0方式（サービス購入型）

イ 事業内容

道路照明の維持補修並びに、未LED道路照明のLED道路照明への取替工事

(5) 事業期間

事業契約締結の日から令和17年3月31日まで（約9年間）

(6) 事業の実施

落札グループの代表企業が、近畿地方整備局と事業契約を締結して事業を実施する。

2. 経緯

民間事業者（以下「事業者」という。）選定までの主な経緯は次のとおりである。

実施方針の策定・公表	： 令和7年6月26日
特定事業の選定	： 令和7年9月5日
入札公告	： 令和7年9月12日
第一次審査資料の受付期限	： 令和7年10月10日
第一次審査結果の通知	： 令和7年10月31日
第二次審査資料の受付期限	： 令和7年12月4日
開札	： 令和8年2月6日
落札者の決定	： 令和8年2月10日

3. 事業者選定方法

(1) 事業者選定方法の概要

事業者には、PFIや施設の整備及び維持補修等の専門的な知識やノウハウが求められる。そのため、事業者の選定にあたっては、事業提案及び入札価格の総合的な評価結果に基づいて決定する総合評価落札方式を採用した。

また、審査は、第二次審査に進むための競争参加希望者の資格及び実績等の有無を判断する「第一次審査」と、第一次審査資料を提出した事業者の提案内容等を審査する「第二次審査」の二段階に分けて実施した。

第一次審査における審査結果は、第二次審査のための提案を提出できる有資格者を選定するためのものであり、第二次審査に第一次審査の結果は影響しない。

(2) 事業者選定方法の体制

近畿地方整備局が総合評価落札方式を実施するにあたり、専門的見地からの意見を参考とするために、「大阪国道事務所管内道路照明施設整備等 PFI 事業有識者委員会」（以下「有識者委員会」という。）を設置した。

(3) 有識者委員会

ア 審議事項

有識者委員会は、本事業の総合評価に関するもののうち、事業者選定基準、入札参加者が策定した事業計画の提案内容の審査及び評価（第二次審査）等について審議を行った。

イ 構成

有識者委員会の構成は以下のとおりである。

有識者委員会 委員

甲斐 良隆	京都情報大学院大学 教授
鶴田 浩章	関西大学環境都市工学部都市システム工学科 教授
西嶋 淳	大阪商業大学経済学部経済学科 教授
松島 格也	京都大学防災研究所 特定教授

(五十音順・敬称略)

ウ 有識者委員会の開催経緯

有識者委員会の開催経緯は次のとおりである。

第1回有識者委員会 令和7年6月6日

第2回有識者委員会 令和7年8月4日

第3回有識者委員会 令和8年1月19日

4. 第一次審査

(1) 第一次審査の概要

第二次審査のための提案等を行う応募者として適正な資格と必要な能力があると認められるに値する実績を有するかを審査するものである。

第一次審査は、応募者が入札説明書等に示す資格要件及び実績等の要件を満たしているか否かの審査を行う。

(2) 応募状況

令和7年10月10日までに1グループの応募があり、競争参加資格があることが確認され、令和7年10月31日に通知した。参加資格が確認されたグループは(3)のとおりである。

(3) 競争参加資格確認グループ

ア ケーネスグループ

代表企業：株式会社ケーネス関西支店

構成企業：岩崎電気株式会社

協力企業：株式会社京和

5. 第二次審査

(1) 第二次審査の概要

総合評価落札方式により落札者を決定するため、応募者の提案内容等を審査するものである。第二次審査の手順は、以下のとおりである。

ア 事業提案審査

第二次審査提出書類の各様式に記載された内容（以下「事業提案」という。）を審査する。ただし、事業提案に要求範囲外の提案が記載されていた場合、その部分は採点対象としない。

(ア) 基礎審査

事業提案の内容が要求水準を充足しているか否かの審査を行う。事業提案が明らかに要求水準を充足しない場合は失格とし、それ以外の事業提案は合格とする。

合格者には、基礎点600点を付与する。

なお、要求水準とは「大阪国道事務所管内道路照明施設整備等PFI事業に関する要求水準書」に定める要求水準をいう。

(イ) 加算点評価

事業提案で提案された各項目について、以下に示す評価基準に基づき、その提案が優れていると認められるものは、その程度に応じて加算点を付与する。加算点は全体で400点満点とし、各提案項目の詳細は、「事業者選定基準」（入札説明書添付7）による。

イ 開札

入札価格が予定価格の範囲内か否かを確認する。全ての応募者の入札価格が予定価格を超えている場合は、再度入札を行う。

ウ 総合評価

予定価格の範囲内の入札価格を提示した応募者それぞれについて、アの事業提案審査による提案の内容点及びイの入札価格をもとに総合評価を実施し、落札者を決定する。なお、評価値が同じ場合には、くじにより落札者を決定する。

(2) 事業提案審査

ア 基礎審査

事業提案の内容が要求水準を充足しているか否かの審査を行った結果、応募1グループを適格者と判断した。

イ 加算点評価

有識者委員会は、委員の意見を踏まえて協議の上、とりまとめ、審査結果案を作成した。

ウ 第二次審査ヒアリング

加算点評価過程において、入札参加者に対して提案内容を確認するため有識者委員会によりヒアリングを実施した。

(3) 内容点

応募グループの内容点は、以下のとおりである。

内容点項目	配点	個別評価
		ケーネスグループ
①必須項目審査（基礎点）		
①基礎点 合計	600	600.00
②加算点項目審査（加算点）		
I 実施方針及び実施体制	45	26.25
II 資金調達及び収支計画	50	37.50
III 維持補修業務計画	140	110.00
IV 取替工事業務計画	140	106.25
V その他	25	0.00
②加算点 合計	400	280.00
得点（①基礎点+②加算点）	1000	880.00

(4) 開札及び総合評価

令和8年2月6日に開札を行い、入札価格と予定価格を比較した結果、ケーネスグループは入札価格が予定価格を下回った。

評価値は、以下に示す方法に基づき付与した。

$$\text{評価値} = \text{内容点} \times \left\{ 1 - \frac{1}{0.4} \times \left[\frac{\text{入札価格}}{\text{予定価格}} - 0.6 \right] \right\}$$

内容点 = 基礎点 + 加算点
基礎点 : 加算点 = 600点 : 400点

$\frac{\text{入札価格}}{\text{予定価格}} < 0.6$ の場合は、 $\frac{\text{入札価格}}{\text{予定価格}} = 0.6$ として計算する。

内容点及び価格点の結果から下表のとおりケーネスグループを落札者として決定した。

入札参加者	内容点	入札価格 (円)	入札価格 ≤ 予定価格	評価値	総合順位
ケーネスグループ	880.00	792,832,149	○	46.366	1

(5) VFM 評価

落札者の提案内容に基づき VFM の評価を行った結果、約 2.3% の VFM があることが確認された。

項目	値
①PSC (現在価値ベース)	809 百万円
②PFI-LCC (現在価値ベース)	791 百万円
③VFM (実額)	18 百万円
④VFM (割合)	2.3%

6. 審査講評

(1) 総評

本事業は、平成 28 年 5 月 13 日閣議決定された『地球温暖化対策計画』における政府目標である『LED 等高効率照明が、2030 年（令和 12 年）までにストックで 100%普及の実現』に向けて、本施設の維持補修を行うとともに、既設未 LED 化道路照明を LED 道路照明に取替え、事業期間中引き続き維持補修を行うものであり、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することで、効率的かつ効果的な事業実施を図ることを目的として行うものである。

このような要求に対して、ケーネスグループの提案は、いずれも基本的な要件を満足しているとともに、それぞれのノウハウや新技術を活かした提案であった。

限られた時間の中で、熟度の高い提案をまとめたケーネスグループの提案力を高く評価するとともに、その熱意に多大なる敬意を払うところである。

提案に関する講評は、次のとおりである。

ア ケーネスグループ

実施方針・体制では、LED化の早期実現に向けた製造・施工・維持補修までを一貫した体制構築、定例会議と関係者協議による情報共有の制度化、安全・環境対策の具体化に関する提案があった。

資金調達・収支計画では、国の支払いスキームを踏まえた具体的な資金調達方針、不測時に備えた資金確保や資金不足時の対応策、さらに自己監視と第三者モニタリング体制、情報共有システムによる一元管理により、事業の安定性と財務健全性を確保する提案があった。

維持補修計画では、事前の確認や点検手順の整理等による劣化の早期発見、機材保管と緊急即応体制による迅速な補修、具体的なNETIS登録技術の活用、補修後工事後の情報の整理・更新・共有の迅速対応といった、性能維持や復旧期間短縮、情報管理の高度化につながる提案があった。

取替工事業務計画では、事前確認や関連情報の整理を通じた手戻りの抑制、LED照明器具の選定・調達プロセスや品質劣化対策の具体化、施工時の安全確保及び周辺交通等への影響抑制、さらにNETIS登録技術の活用といった、工程安定・品質確保・リスク抑制につながる提案があった。

(2) 個別講評

ア ケーネスグループ

I 事業の実施方針及び実施体制	(1) 製造から施工・維持補修までの一貫した事業体制によるLED化の早期実現を掲げ、災害や社会情勢の変化等多様な事態に対応できる体制が構築されている点について秀でて優れていた。 (2) 事業者間での定例会議および関係者協議会による発注者との情報共有を制度化している点について優れていた。 (3) 安全対策や環境対策に関する方策が示されている点について優れていた。
II 資金調達及び収	(1) 国の支払いを踏まえた具体的な資金調達の考え方が示されてい

支計画	<p>る点について秀でて優れていた。</p> <p>(2) 不測の事態に備えた資金の確保や資金不足時の対応について秀でて優れていた。</p> <p>(3) 財務面での自己監視及び第三者によるモニタリング体制の構築が示されている点について秀でて優れていた。</p>
Ⅲ 維持補修業務計画	<p>(1) 事前の確認や点検手順の整理等を通じた経年劣化や破損等の早期把握に資する取組に関する提案について秀でて優れていた。</p> <p>(2) 迅速な補修工事対応や緊急時の現場体制の構築に関する提案について秀でて優れていた。</p> <p>(3) 補修工事に具体的なNETIS登録技術の活用が示されている点について秀でて優れていた。</p> <p>(4) 補修工事後の情報の整理・更新・共有の迅速な対応を通じた業務の効率化に関する提案について秀でて優れていた。</p> <p>(5) 構成員に地元企業が含まれていた。</p>
Ⅳ 取替工事業務計画	<p>(1) 事前確認や関連情報の整理を通じて、取替工事における手戻りの抑制に資する調査が示されている点について優れていた。</p> <p>(2) LED道路照明器具の選定・調達プロセス、手配のタイミングが具体的に示されている点について秀でて優れていた。</p> <p>(3) LED道路照明器具の品質劣化対策が具体的に示されている点について秀でて優れていた。</p> <p>(4) 施工時の安全確保及び周辺交通等への影響抑制に配慮した取組が示されている点について秀でて優れていた。</p> <p>(5) 取替工事での安全対策における具体的なNETIS登録技術の活用が示されている点について秀でて優れていた。</p> <p>(6) 構成員に地元企業が含まれていた。</p>
Ⅴ その他	<p>(1) 全ての構成企業による賃上げ実施の表明はされなかった。</p> <p>(2) ワーク・ライフ・バランス等推進企業の認定はなかった。</p>